

指定学校の変更手続時における個人情報の漏えいについて (学校教育課)

教育部学校教育課において、指定学校の変更手続時に個人情報の漏えい事案が発生しましたので、以下のとおり、当該事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

(1) 令和7年10月2日（木曜日）

- ・ A氏が通う学校の職員が、指定学校の変更手続のため、A氏の親権者であるB氏に接触を試みるが、連絡がつかない状況にあったため、B氏の元配偶者であるC氏に連絡した。
- ・ C氏がA氏の指定学校の変更手続を行うため、学校教育課に来庁した。
- ・ 窓口で対応した学校教育課の職員が、申請書の住所欄においてC氏の住所を記載するところを、B氏の住所を記載するよう指示した。
- ・ C氏はB氏の住所を把握していなかったため、職員が学齢簿で確認したB氏の住所をC氏に口頭で伝えた。
- ・ 申請書受理後、別の職員が一連の事務処理を確認したところ、本件事案が発覚した。
- ・ C氏に架電し、謝罪した。

(2) 同月17日（金曜日）

- ・ B氏に面会し、本件事案の経緯を説明するとともに、謝罪した。

2 漏えいした情報

B氏の住所

3 漏えいの原因

- ・ 元配偶者の住所を伝えることが、個人情報の漏えいに当たると職員が認識していなかった。
- ・ C氏が指定学校の変更手続を行うことや申請書の記載事項について、課内での情報共有が不十分であった。

4 再発防止措置

- ・ 個人情報の正しい取扱いが実施されるよう、個人情報保護制度について課内で確認を行った。
- ・ 課内の情報共有を徹底する。
- ・ 事務処理において、少しでも不明瞭な事象がある場合は、必ず複数人で確認した上で事務処理を行うとともに、細心の注意を要する事案については、課長以下、関係者全員を参集の上、最善の方策を検討し、事案に対応する。